

勤労控除に関する資料

－ 目 次 －

	頁
1. 勤労控除の概要	1
2. 勤労控除の経緯	4
3. 勤労控除の在り方についての論点と検討の方法	5
4. 就労に伴う必要経費の水準について	6
(参考)勤労控除に関する意見	8

1. 勤労控除の概要

①勤労に伴う必要経費を補填

勤労収入を得るためには、勤労に伴う被服費や知識・教養の向上等のための経費が必要となることから、勤労収入のうちの一定額を控除する。

②勤労意欲の増進・自立助長

※現在の方式は「昭和60年12月17日 中央社会福祉審議会意見具申」における「自立助長を促進するという観点から勤労意欲の増進が効果的に図られるよう制度を見直す必要がある。」との指摘を踏まえて設定されたものである。

○基礎控除 [上限額 月額 33,190円 (1級地) 勤労収入額8,000円までは全額控除]

経常的な経費を対象とする基礎控除の控除額は、勤労収入に比例して増加させる方式 (収入金額比例方式) を採用している。

○その他の控除

- ・特別控除 [年間勤労収入額の1割 上限額 年額 150,900円 (1級地)]
- ・新規就労控除 [基準額 月額 10,400円 (各級地共通) 就労から6か月間]
- ・未成年者控除 [基準額 月額 11,600円 (各級地共通)]

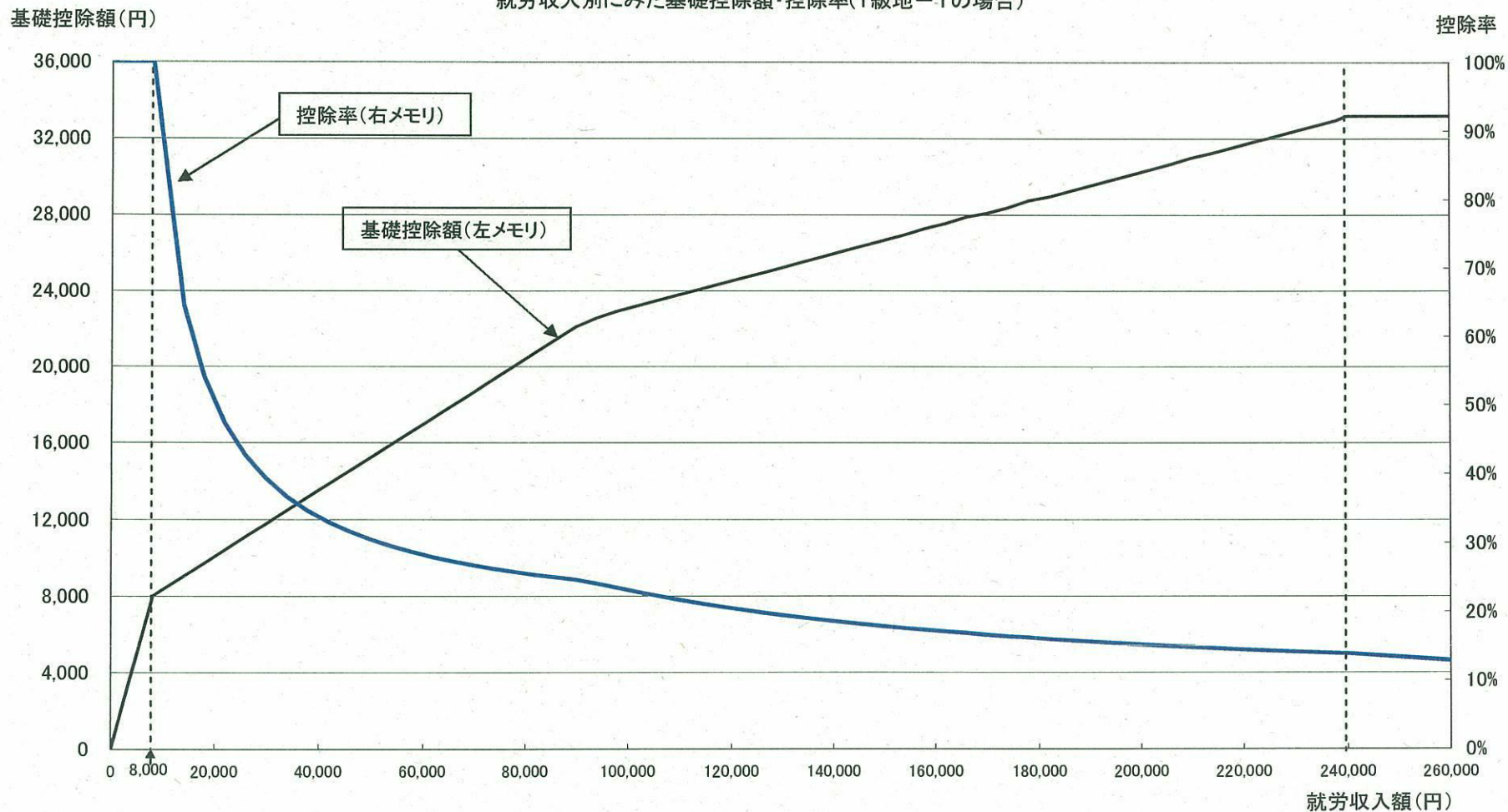
世帯類型別にみた勤労控除額

	総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害世帯	その他世帯
勤労控除適用世帯の平均控除額(実績) (1世帯あたり月額)	23,103円	13,742円	25,810円	20,593円	25,370円
就労世帯数	124,310	11,820	38,600	35,220	38,670
就労率	12.2%	2.7%	49.4%	8.9%	37.5%

資料:被保護者全国一斉調査(平成17年7月1日時点)

- 就労収入額に比例して基礎控除額が増える仕組み。
- 就労収入8,000円までは全額控除となっている。
- 就労収入240,000円で基礎控除額の上限額(33,190円)となっている。

就労収入別に見た基礎控除額・控除率(1級地-1の場合)

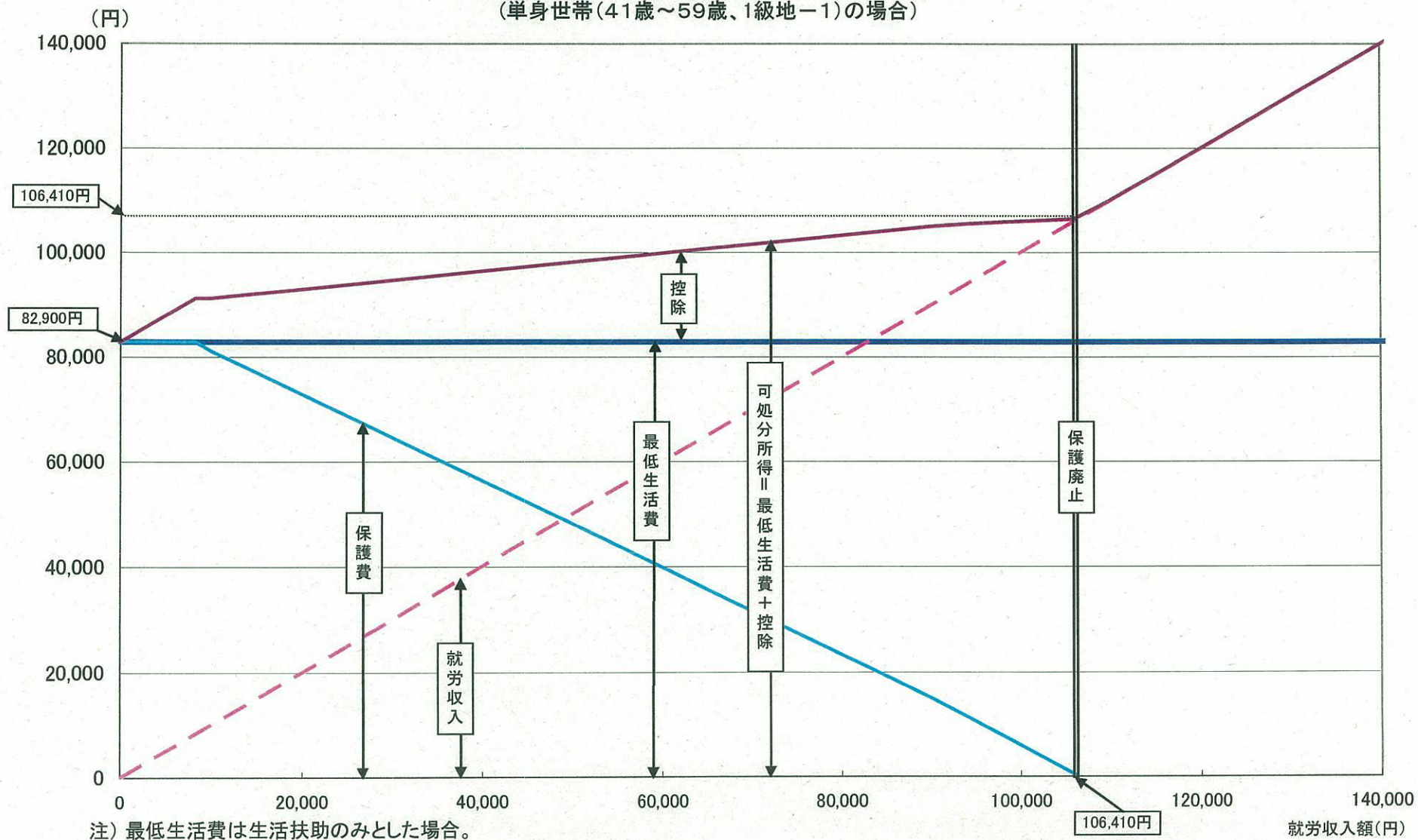


就労収入額	8,000円	50,000円	100,000円	150,000円	200,000円	240,000円	260,000円
基礎控除額	8,000円	15,220円	23,220円	26,660円	30,380円	33,190円	33,190円
控除率	100.0%	30.4%	23.2%	17.8%	15.2%	13.8%	12.8%

○就労している場合、最低生活費に控除額を加えた額が被保護世帯における実際の可処分所得となる。

○単身世帯(41歳～59歳、1級地-1)の場合、最低生活費は82,900円(家賃、医療費等を除く生活扶助のみ)であるが、保護脱却時の基礎控除額は23,510円であり、可処分所得は106,410円となる。

被保護世帯における就労収入別にみた可処分所得額
(単身世帯(41歳～59歳、1級地-1)の場合)



2. 勤労控除の経緯

業種別基礎控除<注>	収入金額別基礎控除						
<ul style="list-style-type: none"> ○ 昭和23年創設 ○ 生活扶助基準の第1類費が非稼働を前提として算定されていることに対応し、稼働者の追加栄養分（エネルギー）等を補填するために創設されたものであり、稼働日数によって適用率を設定。 ○ 定額控除的な色彩が強い（収入額とは無関係）。 ○ 内容 <ul style="list-style-type: none"> ① 飲食物費（職種別算定） 勤労に伴って必要となる必要エネルギーの補填 ② その他の経費（職業間同一額） 勤労に伴って必要となる経常的職業経費（被服・身の回り品・職場交際費等）に対応するものとして設定。 ③ 適用率（稼働日数に応じるもの） 10日以内 : 40% 11～15日以内 : 60% 16～20日以内 : 80% 21日以上 : 100% 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 昭和41年創設 ○ 業種別基礎控除が収入額を考慮しないため、定額的な色彩が強いことから、より多くの勤労収入を得るための必要経費を補填すると共に勤労意欲の増進、自立の助長を図るという目的で創設されたもの。 ○ 業種別基礎控除の適用率が100%の者のみ適用する。 ○ 内容 控除額は、職業別（中労作～重労作）に定められる控除限度額の範囲内で収入額に応じて設定。 <p><注></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業種別基礎控除額：100%適用額 (昭和60年・1級地) <table border="1" data-bbox="1240 997 1960 1109" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>中労作</th> <th>強労作</th> <th>重労作</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17,980円</td> <td>23,950円</td> <td>30,140円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※) 中労作：事務員・運転手等、強労作：日雇・農業等、重労作：坑内夫等</p>	中労作	強労作	重労作	17,980円	23,950円	30,140円
中労作	強労作	重労作					
17,980円	23,950円	30,140円					



○職種区分を撤廃し、収入金額比例方式へ一元化（昭和61年）

○控除率については、収入と職業関連経費の支出状況との関連を参考として、約20%（一定額を超える分は約7%）とした。

3. 勤労控除の在り方についての論点と検討の方法

○就労に伴う必要経費の補填、勤労意欲の増進を趣旨とした現行の基礎控除の水準は妥当であるか。

(1) 現行の勤労に伴う必要経費はどの程度あるのか。

→一般世帯における就労に関連する経費をみる。

(2) 現行の勤労控除では、収入金額比例方式とされているが、実際に収入の増加に応じて必要経費は増加しているか。

→就労収入階級別の就労に関連する経費をみる。

○就労インセンティブを効果的に増加する勤労控除の水準や仕組みは妥当であるか。

単に勤労控除額を引き上げると、手元に残る金銭が増加するが、被保護者の自立促進に資するか。

また、保護を受けていない者との公平性にも留意する必要があるのではないか。

→上記に留意しつつ、効果的に勤労意欲の増進・自立助長に結びつく勤労控除のあり方はどのようなものが考えられるか。

4. 就労に伴う必要経費の水準について

(1) 就労に関連する経費

○単身世帯における就労に関連する経費は、平均で就労収入の1割程度となっている。

○夫婦子1人世帯における就労に関連する経費についても、平均で就労収入の1割程度となっている。

※就労に関連する経費は、就労に伴う経費と考えられる支出品目を幅広く抜き出して集計しているものであり、実際には、就労とは関係がない支出が含まれることがあること、また、むしろ家事上の支出と見るべきものも含まれることがあることに留意する必要がある。

一般世帯における就労に関連する経費

単位：円

	単身有業世帯(60歳未満) 年間収入：第1・五分位	夫婦子1人世帯(有業1人) 年間収入：第1・五分位	(備考)就労に関連する経費として集計した品目
集計世帯数	415	756	
①外食費	8,735	8,346	一般外食
②スーツ、ワイシャツ、ネクタイ等の被服費	2,489	1,687	背広服、男子用コート、婦人服、婦人用スラックス、婦人用コート、ワイシャツ、ブラウス、ネクタイ、男子靴、婦人靴
③クリーニング代	180	283	洗濯代
④文房具等の事務用品	230	439	耐久性文房具、消耗性文房具
⑤雑誌、書籍	1,259	1,224	雑誌・週刊誌、書籍
⑥習い事の月謝	156	167	語学月謝、他の教育的月謝
⑦理美容	2,220	1,977	理髪料、パーマ、カット代、化粧品
⑧定期入れ、名刺入れ等の身の回り品	105	215	他の身の回り用品
⑨つきあい費(接待等会社関係のつきあい)	321	586	つきあい費
⑩こづかい	7	14,176	世帯主こづかい
就労に関連する経費合計(①～⑩) (A)	15,702	29,098	
就労収入 (B)	150,270	271,411	
(A)／(B)	10.4%	10.7%	

資料：平成16年全国消費実態調査特別集計

(2) 就労収入階級別にみた就労に関連する経費

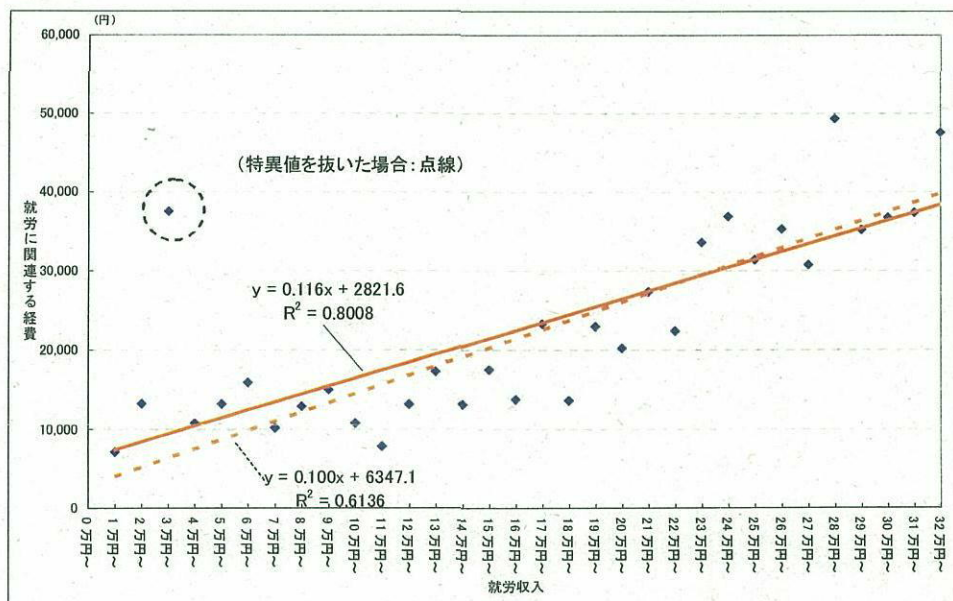
○単身世帯、夫婦子1人世帯のいずれも、就労に関連する経費と就労収入階級の間には正の相関関係がみられる。

○就労に関連する経費と就労収入の回帰直線の傾きは、約0.1となっており、就労に関連する経費は就労収入が1万円増えるごとに1千円程度増える傾向がみられる。

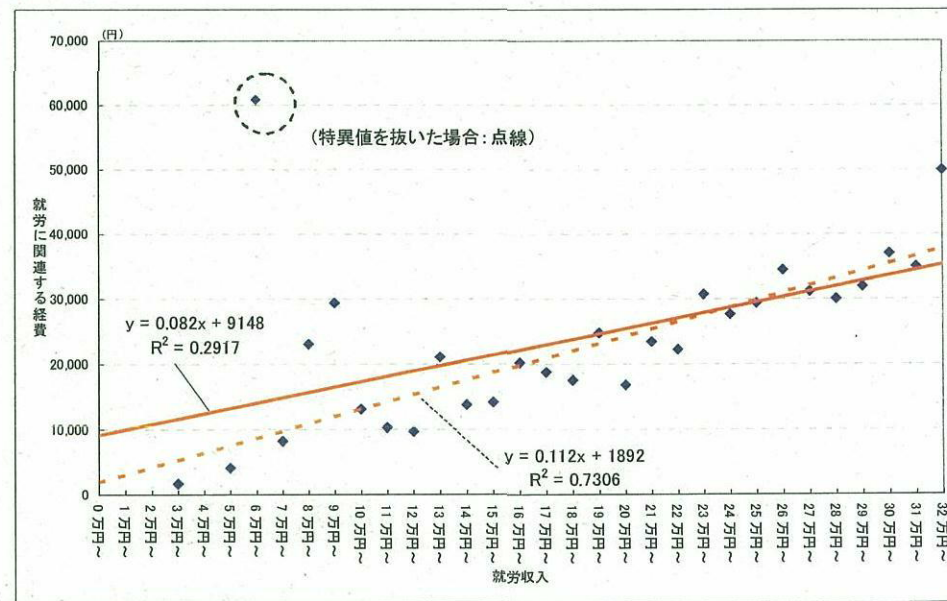
(単位:円)

世帯類型	集計世帯数	就労に関連する経費の合計																																
		1万円未満	2万円未満	3万円未満	4万円未満	5万円未満	6万円未満	7万円未満	8万円未満	9万円未満	10万円未満	11万円未満	12万円未満	13万円未満	14万円未満	15万円未満	16万円未満	17万円未満	18万円未満	19万円未満	20万円未満	21万円未満	22万円未満	23万円未満	24万円未満	25万円未満	26万円未満	27万円未満	28万円未満	29万円未満	30万円未満	31万円未満	32万円未満	
単身 有業1人	2,569	-	7,081	13,188	37,517	10,698	13,141	15,851	10,134	12,840	14,971	10,717	7,799	13,090	17,200	13,084	17,472	13,710	23,269	13,570	22,936	20,184	27,334	22,369	33,563	36,876	31,367	35,274	30,718	49,353	35,180	36,743	37,378	47,545
夫婦子1人 有業1人	3,052	-	-	-	1,665	-	4,086	60,854	8,200	23,088	29,415	13,114	10,277	9,667	21,060	13,760	14,166	20,235	18,779	17,551	24,818	16,824	23,474	22,260	30,716	27,649	29,386	34,466	31,167	30,028	31,932	37,004	34,929	49,897

単身世帯



夫婦子1人世帯



資料:平成16年全国消費実態調査特別集計

(参考) 勤労控除に関する意見

○自治体における意見

- ・勤労控除は、これから就労をする者に対しては、インセンティブが働くが、長年就労して、ある程度の収入がある者にとっては、自立阻害要因となっているのではないか。
- ・勤労控除は、就労開始当初は控除額を多めにし、就労期間が長くなるにつれて、控除額を逡減していくのがいいのではないか。
- ・就労への意欲を高めるため、自立廃止が見込めると実施機関が判断した被保護者について、自立に必要な費用を収入認定から除外し、積み立てることも考えられるのではないか。(ただし、自立ができなかった場合は、全額収入認定する。)
- ・勤労控除による可処分所得の増の効果は、被保護者には分かりづらいので、インセンティブとしての位置づけを分かりやすくするべきではないか。

○規制改革推進のための第1次答申(平成19年5月30日 規制改革会議)

生活保護制度、あるいはその運用が、必ずしも生活保護層の就労意欲を高めることに繋がっていないという現状がある。例えば、生活保護受給者が就労すると、稼得した賃金のうち就労のために必要とされる費用を超える額は、生活保護給付から減額される。また、就労によって生活保護から脱却できるほどの賃金の場合、生活扶助だけでなく、医療扶助、住宅扶助等も失うこととなり、生活水準が実質的に低下する場合もある。生活保護から脱し、再チャレンジを目指す人の意欲が削がれることのないよう制度の見直しを行うべきである。